# 年金記録に係る苦情のあっせん等について

## 年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	ナム	楽	の概要	歹

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係 1件

#### 長崎厚生年金 事案 286

#### 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和18年9月20日に厚生年金保険の資格を取得し、20年8月15日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、80円とすることが妥当である。

## 第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正14年生

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年9月20日から20年8月15日まで 私は、昭和18年9月に友人と一緒に国から徴用され、20年2月に海兵 団に召集されるまで、A社に勤務していた。この友人については、当該 事業所に係る厚生年金保険被保険者期間が確認できるのに、私について は、当該事業所に係る被保険者期間が確認できないことに納得できない。 申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管しているA社に係る健康保険労働者年金保険被保険者 名簿において、名前及び生年月日の一部が異なるものの、申立人と同姓で、 厚生年金保険被保険者期間(資格取得日が昭和 18 年 9 月 20 日、資格喪失 日が昭和 20 年 8 月 15 日)が申立人の申立期間と一致しており、基礎年金 番号に未統合となっている被保険者記録が確認できるところ、i)申立期 間当時、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の 者(そのうちの1人は申立人と同じ工員)の証言から、申立人が申立期間 において当該事業所の社員として勤務していたことが推認されること、ii) 当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録を確認できる者の証言から、 申立人と同時期に当該事業所に工員として勤務していたとみられる5人 (申立人が覚えている同僚1人を含む。)は、当該事業所における被保険者記録が確認できる上、その記録は、未統合の被保険者記録(資格取得日が昭和18年9月20日、資格喪失日が昭和20年8月15日)と一致していること、iii)未統合の被保険者記録と厚生年金保険被保険者台帳(いわゆる旧台帳)に記載されている氏名とは、その一部が異なっていることから、社会保険事務所における事務処理において何らかの過誤があった可能性を否定できないこと、iv)当該被保険者名簿及び旧台帳のそれぞれに記載されている氏名と生年月日で申立人以外の記録の可能性を確認したが、その氏名と生年月日とが一致する者の記録はほかに確認できないことから、当該未統合記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると推認される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 事業主は、申立人が昭和 18 年 9 月 20 日に厚生年金保険被保険者の資格を 取得し、20 年 8 月 15 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行っ たものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録により、80円とすることが妥当である。

#### 長崎厚生年金 事案 287

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格喪失日に係る記録を昭和39年2月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、38年4月から同年9月までの期間を1万円、同年10月から39年1月までの期間を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和17年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月20日から39年2月10日まで 私は、昭和37年11月から39年8月ごろまで、A社のC営業所に勤務 していた。

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間について、当該事業所に係る被保険者記録を確認することができなかった。

給与明細書等保険料控除を証明できるものは無いが、申立期間において、当該事業所に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、A社に申立期間も含めて継続して勤務していたことは、雇用保険の加入記録により確認できる上、複数の同僚の証言により、勤務先がA社C営業所であったものと推認される。

また、同僚6人(そのうちの3人は、申立人と同じ営業職)は、いずれも「申立人は、申立期間において、A社C営業所に継続して勤務しており、業務内容及び勤務形態の変更は無かった。」と証言しているところ、当該同僚は、いずれも申立期間における厚生年金保険の記録が継続している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控 除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和38年3月及び39年2月の社会保険事務所の記録並びに同僚の記録から、38年4月から同年9月までの期間を1万円、同年10月から39年1月までの期間を2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は、「当時の状況は不明であるものの、当社の納付状況を考慮すると、特定個人分のみを給与控除したにもかかわらず納付しないということは想定し難い。」としているものの、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和38年4月20日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月から39年1月までの保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

#### 長崎厚生年金 事案 288

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申立期間: 平成6年12月10日から7年3月2日まで 私は、平成6年12月からA社に乗組員として雇用されたが、7年1 月までの約2か月間、A社の指示を受けB社の船舶に乗船した後、船 長の要請を受けて、引き続き、同年3月初旬まで乗船した。しかし、 申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が確認できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において、B社所属の船舶に乗船していたことは、 申立人が所持している船員手帳により確認できる。

しかし、A社の元事業主は、「申立人が当社に雇用されていたのであれば、当社の船舶に乗船していたはずである。当時の資料は廃棄しているので定かではないが、申立人の雇用を予定していたが、何らかの事情により当社に欠員が生じず、船員を紹介する業者を通じてB社に紹介したのかもしれない。」としており、B社は、「申立人は、申立期間において、確かに当社の船舶に乗船していたが、C社から紹介された者であり、当社は、申立人には直接給与を支払っておらず、C社から請求された金額(派遣料)をC社に支払っていた。このため、申立人の厚生年金保険の加入手続は当社では行っておらず、手続をしたのであればC社で行ったと思う。」としている。

また、申立人の預金通帳の記録により、申立期間当時に係る給与は、C 社から申立人の銀行口座に振り込まれていることが確認できるところ、社 会保険庁の記録上、C社は、厚生年金保険の適用を受ける船舶所有者とし て確認できない。

さらに、社会保険庁のオンライン記録上のA社に係る被保険者資格記録 照会回答票において、申立人のA社に係る被保険者資格取得日(平成7年 3月8日)の処理が平成7年3月10日に行われていることが確認できる 上、被保険者資格を訂正した形跡も認められず、事務処理において特に不 自然な点は認められないほか、申立期間において、B社に係る厚生年金保 険被保険者資格取得者の中に申立人の氏名は確認できない。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が 給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周 辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事 業主により給与から控除されていたと認めることはできない。